

議案第152号

### 大阪市立図書館条例の一部を改正する条例案

大阪市立図書館条例（昭和36年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条の表大阪市立城東図書館の項中「新喜多東1丁目」を「中央3丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

城東図書館を移転するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立図書館条例 (抄)

(設 置)

第1条 本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
省	略
大阪市立城東図書館	大阪市城東区新喜多東1丁目 <u>中央3丁目</u>
省	略